

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	北米	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

- 本目論見書により行う「マニユライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年6月15日に関東財務局長に提出しており、2018年7月1日にその届出の効力が発生しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身でも記録しておくようにして下さい。販売会社については、前記の照会先にお問い合わせ下さい。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

① 主として米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

- 個別企業の調査・分析を重視したボトムアップ・アプローチにより、銘柄選択を行います。
- 銀行の資本構成、資産の質、経営陣の能力、収益率、流動性および金利感応度などを精査し、中長期的に持続的な成長が見込めると判断される米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

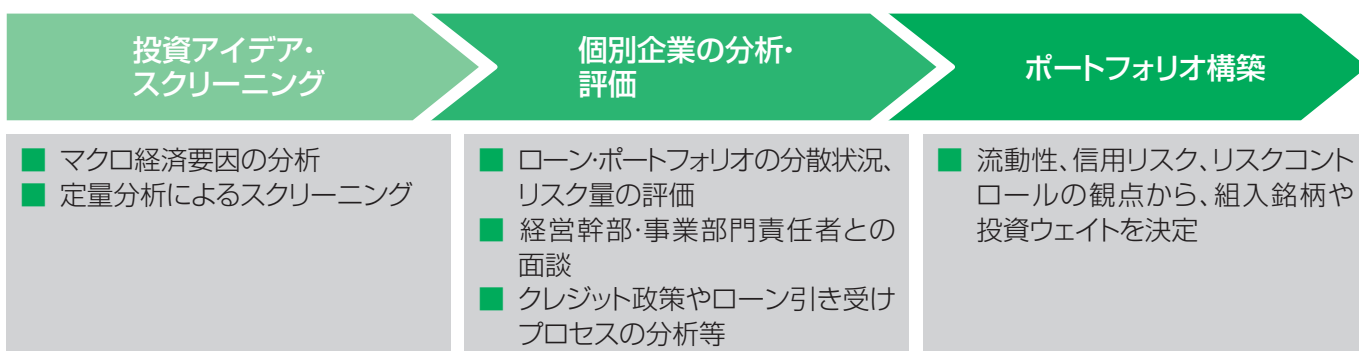
② マニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが運用を担当します。

- 主に「マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- マザーファンドの運用はマニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが担当します。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 外貨建ての株式等への投資にあたっては為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

運用プロセス



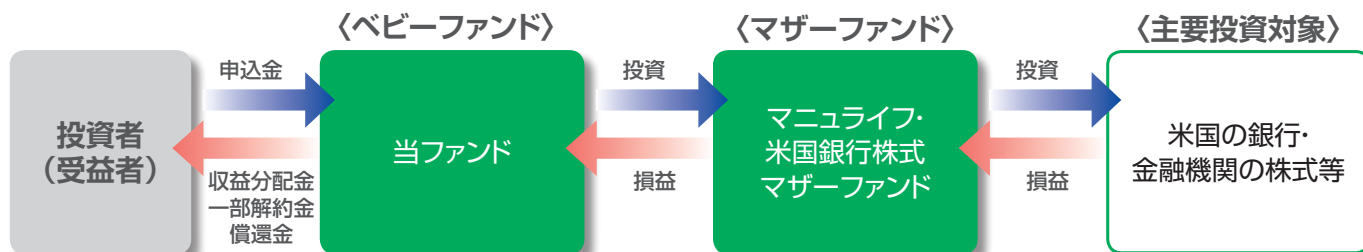
※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



委託会社の概要

マニライフ・アセット・マネジメント株式会社は、カナダを本拠にグローバルに金融サービスを展開するマニライフ・グループの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

<マニライフについて>

マニライフ・グループの概要		マニライフ・アセット・マネジメントの強み	
130年を超える歴史	カナダ・米国・アジアを中心に事業展開	1. グローバルな展開 カナダ、米国、英国、日本、香港およびアジア各国に運用拠点を展開し、運用総資産額は約40兆円*に上ります。	2. 世界で450名超の運用プロフェッショナル 経験豊富なプロフェッショナルを世界各地に配置し、卓越した運用ソリューションを提供しています。
株式時価総額: 約3.1兆円*	運用管理資産総額: 約88兆円*	3. 多様な運用戦略 世界の上場株式・債券のほか、不動産、森林、農地投資等のオルタナティブ運用にも長年の実績があります。	

*2018年12月末現在の為替レートで換算。株式時価総額はマニライフ・ファイナンシャル社(カナダ・トロント証券取引所) 出所:マニライフ・ファイナンシャル・グループ、マニライフ・アセット・マネジメント・リミテッド(2018年12月末現在)

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しますが、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

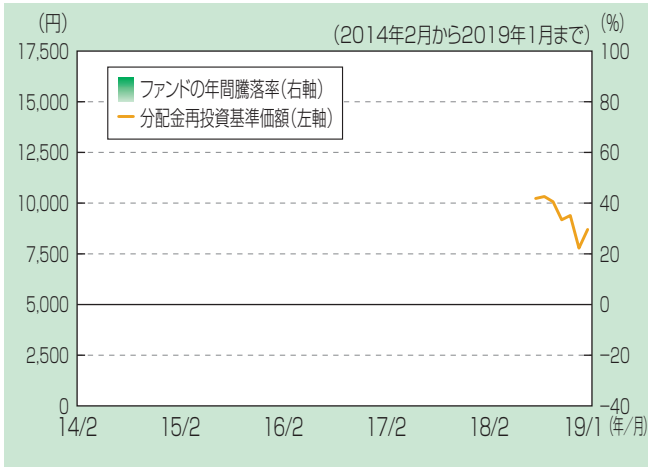
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスク管理体制

委託会社では、投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析を行う投資信託パフォーマンス・レビュー、法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限等の遵守状況の報告・審議を行うリスク管理委員会の2つの検証機能を有しております。外部運用委託先等についても同様の報告・審議を行い、適切に管理しております。

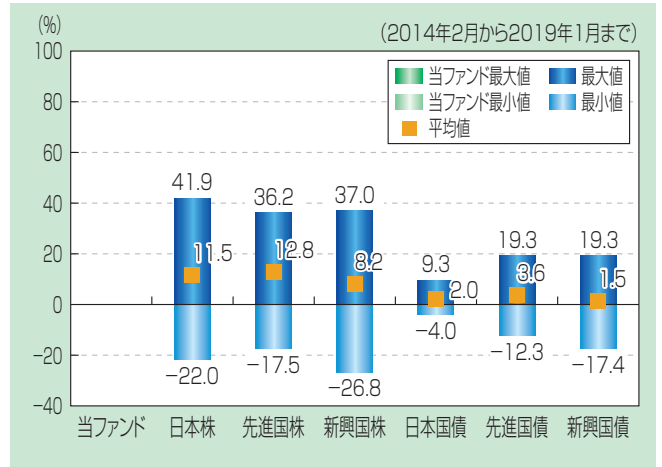
(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドは設定日が2018年7月9日であるため、2018年7月末以降の分配金再投資基準価額を表示していません。当ファンドの年間騰落率は運用期間が1年未満であるため掲載していません。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2018年7月9日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円換算ベース)

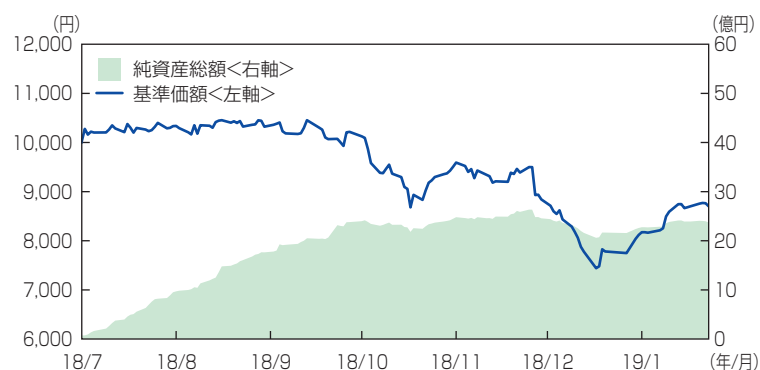
(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します (東証株価指数:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村証券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

2019年1月31日現在



※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

基準価額	8,702円
純資産総額	23.7億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

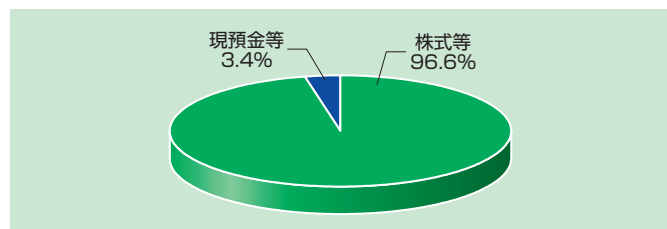
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
直近1年間合計	—
設定来合計	—

※分配金の額は収益分配方針に基づき委託会社が決定します。
 過去の分配金実績は将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

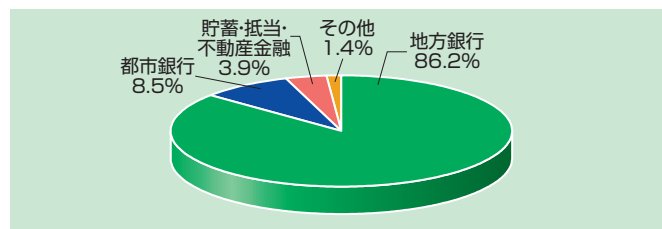
主な資産の状況

●マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産別構成比



業種別構成比



※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。
 ※業種別構成比は現物株式評価額に対する比率です。業種は、GICS(世界産業分類基準)に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
 また、数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

組入上位10銘柄

(組入数:112銘柄)

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	サントラスト・バンク	米国	地方銀行	3.3%
2	バンク・オブ・アメリカ	米国	都市銀行	3.3%
3	M&Tバンク	米国	地方銀行	3.2%
4	コメリカ	米国	地方銀行	3.1%
5	シチズンズ・フィナンシャル・グループ	米国	地方銀行	3.1%
6	キーコープ	米国	地方銀行	3.1%
7	BB&T	米国	地方銀行	2.9%
8	リージョンズ・ファイナンシャル	米国	地方銀行	2.8%
9	ザイオンズ・バンコーポレーション	米国	地方銀行	2.6%
10	PNC ファイナンシャル・サービス・グループ	米国	地方銀行	2.5%

※組入比率は純資産総額に対する比率です。
 ※業種は、GICS(世界産業分類基準)に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
 ※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。また、上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

年間収益率の推移



*1:2018年:設定日(2018年7月9日)~2018年12月末の収益率 *2:2019年:2019年1月~2019年1月末の収益率
 ※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
 ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

手続・手数料等 — お申込みメモ

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 (詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 (詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の解約価額(解約価額=基準価額-信託財産留保額)とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金 申込不可日	<ul style="list-style-type: none"> ●ニューヨークの銀行休業日 ●ニューヨーク証券取引所休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	当初申込期間:2018年7月2日から2018年7月6日まで 継続申込期間:2018年7月9日から2019年10月17日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	2026年7月21日まで(2018年7月9日設定)
繰上償還	純資産総額が30億円を下回った場合等の事由によっては、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。 ※初回決算日は2019年7月22日とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しますが、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
信託金の限度額	5,000億円とします。
公 告	電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.mamj.co.jp/ ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。
運用報告書	毎年7月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等 – ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	<p>購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※消費税率が10%となった場合は、3.30%(税抜3.0%)となります。</p> <p>購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。</p>								
信託財産留保額	<p>換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じて得た額をご換金時にご負担いただきます。</p>								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用(信託報酬)	<p>毎日のファンドの純資産総額に年率1.836%(税抜1.70%)を乗じて得た額とします。 ※消費税率が10%となった場合は、年率1.87%(税抜1.70%)となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)</td> <td>年率 0.86%</td> </tr> <tr> <td>販売会社(運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)</td> <td>年率 0.80%</td> </tr> <tr> <td>受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)</td> <td>年率 0.04%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 ※委託会社は、マザーファンド運用の権限委託先であるマニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLCに、委託会社が受けた信託報酬から運用報酬を支払うものとします。</p>	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率		委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)	年率 0.86%	販売会社(運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率 0.80%	受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)	年率 0.04%
運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率									
委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)	年率 0.86%								
販売会社(運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率 0.80%								
受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)	年率 0.04%								
その他の費用・手数料	<p>法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、毎日のファンドの純資産総額に対して、合理的な見積率(上限年率0.2%(税込))を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 <p>組入る有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う手数料です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた利息等です。 <p>これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。</p>								

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

ファンドの税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税・地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税・地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- *上記は、2019年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- *少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
- *法人の場合は上記とは異なります。
- *税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

 **Manulife** Asset Management